

保発0320第1号
平成26年3月20日

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長

（公印省略）

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について（通知）

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和33年9月30日付保発第64号）により実施しているところであるが、今般、算定基準の一部を下記のとおり改正し、本年4月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

（1）初検料及び再検料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の初検、往療及び再検に係る表中「1. 初検料 1,335円」を「1. 初検料 1,450円」に、「4. 再検料 295円」を「4. 再検料 320円」に改める。

○柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 新旧対照表

新	旧																				
<p>柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準</p> <table border="1" data-bbox="136 450 721 718"> <thead> <tr> <th>初検、往療及び再検</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 初 検 料</td> <td><u>1,450 円</u></td> </tr> <tr> <td>2. 初検時相談支援料</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>3. 往 療 料</td> <td>1,860 円</td> </tr> <tr> <td>4. 再 検 料</td> <td><u>320 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	初検、往療及び再検		1. 初 検 料	<u>1,450 円</u>	2. 初検時相談支援料	50 円	3. 往 療 料	1,860 円	4. 再 検 料	<u>320 円</u>	<p>柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準</p> <table border="1" data-bbox="1158 450 1742 718"> <thead> <tr> <th>初検、往療及び再検</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 初 検 料</td> <td><u>1,335 円</u></td> </tr> <tr> <td>2. 初検時相談支援料</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>3. 往 療 料</td> <td>1,860 円</td> </tr> <tr> <td>4. 再 検 料</td> <td><u>295 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	初検、往療及び再検		1. 初 検 料	<u>1,335 円</u>	2. 初検時相談支援料	50 円	3. 往 療 料	1,860 円	4. 再 検 料	<u>295 円</u>
初検、往療及び再検																					
1. 初 検 料	<u>1,450 円</u>																				
2. 初検時相談支援料	50 円																				
3. 往 療 料	1,860 円																				
4. 再 検 料	<u>320 円</u>																				
初検、往療及び再検																					
1. 初 検 料	<u>1,335 円</u>																				
2. 初検時相談支援料	50 円																				
3. 往 療 料	1,860 円																				
4. 再 検 料	<u>295 円</u>																				